

根拠なき福祉
——橋木『21世紀日本の格差』の検討¹

浅野幸治

本書は、次のような5章から成る。

第1章 ピケティ、ディートン、アトキンソンを読む

第2章 日本の格差の現実

第3章 富裕層への高課税は可能か

第4章 格差解消と経済成長はトレードオフか

第5章 高齢者の貧困の実相

第1章は、ピケティやディートンやアトキンソンという他人の説の紹介である。私は橋木の見解を検討したいので、この章についてはなにも述べない。

第2章について

第2章の題は、「日本の格差の現実」である。本書の書名も、「21世紀日本の格差」である。しかしながら、橋木が第2章で主に論じるのは、貧困である。橋木は、格差と貧困が同じことであるかのように語る。言い換えると、橋木は、次の文1が成り立つと考えているように思われる。

文1、もし格差があるならば、貧困があり、かつもし貧困があるならば、格差もある。

しかし、この文は正しくない。貧困なき格差社会もありうるし、格差なき貧困社会もありうる。橋木は、貧困と格差と一体どちらを問題にしたいのだろうか。

ところで、橋木が貧困について論じるとき、橋木は絶対的貧困ではなくて、主に相対的貧困を問題にする(123~124、193~197)²。このことが、上で述べた曖昧さと関係しているかもしれない。というのは、次の文2は、文1よりもずっともっともらしく感じられるからである。

¹ 本稿は、2016年6月25日に京都生命倫理研究会での合評会で発表した原稿に若干の加筆や修正をしたものである。

² 特に述べないかぎり、頁数は、橋木俊詔『21世紀日本の格差』の頁数である。

文2、もし格差があるならば相対的貧困があり、かつもし相対的貧困があるならば格差もある。

というのも、相対的貧困も格差も相対的なことからなので、両者の間に相関関係がありそうだからである。しかし、この文2も間違いである。相対的貧困の定義を思い起こそう。

相対的貧困の定義：最低所得の人から最高所得の人までを順番に並べて、その中央の順位にいる人の所得の一定割合以下の所得しかない人を貧困者と定義する。

(119)

この一定割合は、50%である。そこで次のような社会を考えてみよう。人口は、101人である。所得の順位でちょうど真ん中の人の所得は、802万円である。所得が低い50人の所得は、400万円である。所得が高い50人の所得は、810万円である。この社会の相対的貧困率は、49%以上である。けれどもこの社会には、所得の点で格差と言うほどの大きな格差はない。次のような社会も考えてみよう。人口は、同じく101人である。所得の順位でちょうど真ん中の人の所得は、100万円である。所得の低い50人の所得は、90万円である。所得の高い50人の所得は、2000万円である。この社会の相対的貧困率は、0%である。しかしこの社会では、高所得者が低所得者の20倍以上の所得を得ているので、この社会は格差社会だと言えるだろう。だから、相対的貧困も格差と同じではない。

幸いなことに、橋木は次のように述べてくれている。

日本では絶対的貧困率と相対的貧困率はほぼ同程度の数字とみなせる。

(121)

そうであれば、最初から絶対的貧困について話をしよう。「2001年の(相対的)貧困ライン」は、131.1万円である(194)。よって絶対的貧困線も、おおざっぱに言って、130万円と見なそう。これよりも所得の低い人が絶対的貧困者である。

そうすると、橋木は、絶対的貧困と格差といずれを問題にしたいのだろうか。おそらく橋木の主たる関心は、絶対的貧困にある。けれども橋木としては、絶対的貧困も格差も両方とも問題だと言いたいのだろう。たしかに、絶対的貧困が問題だと

いう主張は、説得的である。絶対的貧困にある人は、最低限の意味で人間らしい生活を送ることもできないので、基本的人権が剥奪されていると言ってよいからである。しかし、絶対的貧困がないところで、格差が問題だという主張は、それほど説得的ではない。

第2章に戻ろう。第2章で橋木は具体的には、非正規雇用と男女差別と子どもの貧困を取りあげる。非正規雇用の問題に対しては、同一価値労働同一賃金と最低賃金の引き上げとを主張する。男女差別に対しては、政治家と経営者のクォータ制を主張する。子どもの貧困に対しては、子ども手当の増額を主張する。

第3章について

第3章の中心は、その第4～5節であり、そこで紹介されるのは、「累進度の強い所得税率を容認する根拠と、それを否定する根拠」である(95)。ところが、第3章の題は、「富裕層への高課税は可能か」である。第3章第3節の題も、「高率の税を課すことは可能か」である。他方で、第3章のまとめの部分では、「なぜ累進所得税が必要であるかをめぐって、その賛否両論を」議論したと述べられている(114)。つまり橋木は、高い税率の累進所得税を課すことが可能かという問いと、それが容認できるかという問いと、それが必要かという問いが同じであるかのように書いている。しかし、なにかが可能だとしても、容認できるとは限らない。例えば、殺人は可能だけれども、容認はできない。なにかが容認できるとしても、必ずしも必要だということにはならない。例えば、なにかの運動競技の世界選手権の開催は、容認できるとしても、必要ではない。したがって、可能かという問いと、容認できるかという問いと、必要かという問いは、別々の問いである。

高い税率の累進所得税を課すことは可能かという第1の問いに関しては、答えが自明だと言ってよい。橋木が90～91頁で述べているように、日本でもアメリカでも所得税の最高限界税率はかつては70～90%であった。そして現にあったということが、可能だということの何よりの証拠だからである。

実質的な問いは、高い税率の累進所得税が容認できるかという第2の問いである。この問いが問題になるのは、高い税率の累進所得税が容認できない、そのような課税は不正義だという議論があるからである。では、橋木はどのような累進所得税制否定論を紹介し、どのように累進所得税制容認論を展開しているだろうか。橋木は、累進所得税制否定論として3つを紹介している。第1は、高い所得税率は労

働供給や貯蓄意欲に悪影響を与えるという議論である。橋木によれば、この議論は実証されていない。私に言わせれば、副次的な悪影響は、高い所得税率を導入しない1つの考慮にすぎない。高い所得税率が容認できないというような強い議論ではない。主たる目的が達成できるならば、副次的な悪影響は代償として安いと考えることもできるからである。第2は完全自由主義の議論で、軍事・警察・外交という範囲を越えた課税は所有権の侵害だと主張する。したがって、この主張によれば、再配分という目的のためであれば、たとえ低い税率の比例税制であっても不正だということになる。反対に、国防という目的のためであれば、90%というような高率の所得税も容認できる。実際に、イギリスやアメリカで98%や94%という所得税の最高限界税率が導入されたのは、第2次世界大戦中であった。橋木は福祉の財源として高い税率の累進所得税を考えているので、この第2の議論は橋木が論駁すべき強敵である。第3は、高額所得者は社会的貢献が大きいので、高額所得者に対する懲罰的高課税は反社会的ないし非生産的だという議論である。

それに対して橋木は、累進所得税制容認論を次のように展開する。第1に、「所得税の累進制を容認する最大の根拠」は「分配の平等性ないし公平性」であり、累進所得税の狙いは「課税後所得の分配を平等化する」ことにある(95)。どうも橋木は、課税後所得の分配を平等化するために高額所得者の所得を減らせと主張しているようである。ということは橋木はやはり、たんに絶対的貧困に関心があるだけでなく、格差そのものに反対しているようである。しかしながら当然の疑問は、格差そのもののどこが問題なのか、ということである。橋木は、分配の平等性の根拠を述べない。「極端な貧富の格差や非常に大きな所得分配の不平等は、国民の合意として避けたほうがよいとみなされている」と述べるのみである(97)。しかし、そのような合意が本当にあるだろうか。実際には、そのような合意はない。第2は、高額所得者は「多額の税を支払う経済能力がある」という支払い能力説である(97)。これは要するに、取れるところから取ろう、取れないところからは取れないというだけの議論である。これは、物理的徴税可能性の議論と言ってもよい。言い換えると、もし大きな歳入が必要とあらば、高額所得者から取るしかないので、高額所得者に高い所得税を課すことが許容される、ということである。ところが、問題は、大きな歳入が必要か、ということである。第3は、税収を確保するのに「好都合」だという議論である(98)。これは、民主制下では、少数の者に高い税を課すことのほうが、多数の者に税を課すよりも簡単だ、という誠に安易な説

だと私には思われる。しかし、これが現実にそうであるかどうかは、疑わしい。というのは、高い税率は強い反発を引き起こしがちであるのに対して、低い税率は多数の人にとっても受け入れられやすいからである。

結局、第3章で日本の累進所得税に関する橋木の結論は、次のようである。

1970～80年代の所得税の累進度は、ほぼ最適に近いものであった……当時の所得税の最高税率は70%……現在は……最適な税制から離脱したものである……。 (108)

第4章について

第4章で橋木は、格差解消と経済成長は矛盾するかという問いを立てる。格差解消とは、分配の平等化、再配分、社会保障政策のことである。この問いに対して橋木は、格差解消と経済成長は矛盾しないと答える。私に言わせれば、格差解消（福祉）と経済成長は独立のことがらである。したがって、2×2で4通りの組み合わせがありうる。実際に橋木も、4通りの可能性を実証的に示している。すなわち、高福祉高成長の国がスウェーデンであり、低福祉低成長の国が日本で、低福祉高成長の国がアメリカで、高福祉低成長の国がドイツである（131～132）。しかしながら、たんに可能性の問題ではなく、「現実の経済では」として橋木は先進19カ国について次のように述べる。

格差の存在が経済成長率を引き上げた国は、アイルランド、フランス、スペインの3カ国のみであるのに対して、逆に成長率を引き下げた国は、……16カ国と観測される。……経済格差の存在はほぼ確実に経済成長率にマイナス効果を発生させている……。逆の発想をすれば、格差を縮小すれば高い成長率が得られる……。 (142)

ここで橋木は、格差解消と経済成長の間には相関関係があり、高い成長率を得るためには格差を解消する必要があると主張する。この主張は、驚きではない。日本で年金制度が導入されたのは、1942年（昭和17年）であった。国民健康保険が実質的に拡充されたのも1942年（昭和17年）であった。これはどういうことか。戦争という破壊のただ中であって、社会保障は、生産を最大化する努力の一環として導入された、ということである。私たちは、社会保障が軍国主義と仲が良いという歴史的

事実を、心に銘記しておくべきである。なにも私は、橋木が軍国主義者だと言いたいのではない。しかし、橋木の経済成長主義は、経済成長を全員に押し付ける恐れがある。経済成長ではなく「のんびり行こうや」というような生き方を許容しない恐れがある。なぜか。橋木は、格差解消の上に経済成長という目的を置くことによって、格差解消を経済成長のための手段にしているからである³。

ちなみに橋木は、42頁では、低収入の若い男性の存在は、「少子化の進行による将来的な労働力の低下」につながるからよくないと述べている。この論理で行けば、多くの若者が出家するのも労働力の低下につながるからよくない、ということになるだろう⁴。

ところで、第4章での橋木の結論は、高福祉を実現するために所得税を上げるのではなくして消費税を上げよ、というものである（146～147）。所得税を上げない主たる理由は、所得税が「労働供給や勤労意欲にマイナス要因になりうるし、貯蓄率へもマイナス効果がありうる……、経済の活性化・効率化にとって悪影響を及ぼす」ということである。この結論は、第三章の主張と矛盾している。

第5章について

第5章で高齢者の貧困に関して橋木の結論は、2通りである。第1に橋木は、高齢者全員に月9万円、年108万円の年金を無条件に支給せよ、と主張する（204）。これは、基本所得という考え方の高齢者限定版である。実は橋木は、未成年者についてもこれと同様の主張をする（72）。したがって橋木は基本所得という考え方を、高齢者と未成年者に限定して支持する。言い換えると、労働年齢にある大人に関しては基本所得という考え方を支持しない。第2に橋木は、第1の案が実現に時間がかかるので暫定的な案として、高齢者専用の生活保護基準（貧困線）を設定して、高齢者に生活保護制度を本格的に適用せよ、と主張する（205）。この第2の案が第1の案と違うところは、厳しいほどの資産調査を伴うという点である。第1

³ たしかに橋木は、別の著書『貧困大国ニッポンの課題』では、自らが経済成長主義者ではないと明言している（橋木2005：1～2, 202～210）。では、どうして本書『21世紀日本の格差』では、格差解消を経済成長の手段とするような書き方をするのか。それが問題である。

⁴ もちろん私は、多くの若者が出家するのは、個人の自由だと言いたい。それに対しては、若い男性が低収入なのは自発的ではないと反論されるかもしれない。しかし私が言いたい論点は、若い男性の低収入を是正するとすれば、その理由は、将来の労働力を低下させないためというような理由ではないだろう、ということである。

の案が無条件的な給付であるのに対して、第2の案は条件付きであり、条件を充たしていない高齢者の不正受給を防ぐ必要があるからである。この第1の案と第2の案は、整合的である必要はない。別々の案である。橋木にしてみれば、第2の案は不本意な現実的妥協案である。本来は第1の案が、第2の案よりもよい。

では、なぜ橋木は基本所得という考え方に賛同しないのか、労働年齢にある大人に関しては賛同しないのか。本書では、その理由は語られない。なので別の近著『貧困大国ニッポンの課題』から補おう。基本所得という考え方に対する疑問は、こうである。働こうとしない人や働いている人に、どうしてお金を給付する必要があるのか（橋木2015：139～140）。働こうとしない人がお金を受給すれば、ただ乗りであり、そのような人は寄生虫である。働いている人は、収入があるので、支援の必要がない。簡単に言えば、社会保障の条件は、怠け者ではない人の本当の必要性である。では、どうして橋木は、働けるのに働こうとしない高齢者に年金を支給しようとするのか、資産や所得のある高齢者にまで年金を支給しようとするのか。親が裕福な場合にまで子どもに子ども手当を支給しようとするのか。どうして（本稿の）直前の段落の第2の案よりも第1の案のほうがよい（と考える）のか。

私見では、こうである。憲法では、第25条で、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障している。これはすべての国民の権利であって、貧困者だけの権利ではない。したがってこの権利を実現する最も単純な方法は、基本所得をすべての国民に支給することである。他方、従来の生活保護制度は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための資源を各自が自前で調達することを前提にしている。したがって理想の社会では生活保護の出番はない。「健康で文化的な最低限度の生活を営む」のに必要な所得を稼ぐことができない人がいる場合にのみ、そうできない人をそうできる人が支援するのが生活保護制度である。ところが、そうできない人をそうできる人が支援するとき、そこにはある種の権力関係が生まれる。そうできない人とそうできる人は、もはや対等ではないからである。

政治の世界では、承認ということがよく言われる。たしかに人間にとって自分が一人前の人間だと認めてもらえることは、人間の尊厳にとって非常に重要である。ところが、生活保護を受給するということは、人間の尊厳の承認というよりも、一人前の人間ではないという烙印を押されることになる。多くの人は、生活保護を受給することが恥ずかしいと感じる。それは正しい。生活保護を受給することは、現

に恥ずかしいことだからである。誰でも、自分の人間としての尊厳を失いたくないのである。ここに、従来の生活保護制度の自己矛盾がある。すなわち、一方において貧困者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるように貧困者に経済支援をして貧困者の尊厳を回復しようとする。しかし同時にそのことは「あなたは一人前の人間ではない」という認定になって、貧困者の尊厳を精神的に傷つける⁵。この自己矛盾的性格は、橋木の提案にも現れている。橋木は、すでに述べたように、一方で高齢貧困者に生活保護制度を本格的に適用せよ、と主張する(205)。橋木がそう主張するのは、生活保護の補足率が低いからである。生活保護の補足率が低い主な理由の1つは、「生活保護を受けるための資産調査が厳しいこと」である(橋木2015:64)。にもかかわらず橋木は、厳しいほどの資産調査を行え、と主張する(205)。こうして高齢貧困者を生活保護制度から遠ざけようとする。

(ちなみに、橋木のこの無神経さは、日本の生活保護制度は現金給付に偏っているので、食品補助券を導入せよ、という主張にも現れている(橋木2015:66)。お店屋さんで、米や野菜を買うときに、衆人環視のなか現金で支払うのではなくて食品補助券で支払うことがどれほど屈辱的なことか。それが橋木には分からないようである。)

こういう欠陥が、従来の生活保護制度にはある。それがゆえに私は、基本所得をすべての国民に無条件で支給すべきだと考える。こう述べると、私に対して、財源をどうするのか、と問われるだろう。基本所得は——例えば橋木が高齢者に関して提案するように——1人に年間108万円だとすると、日本には約1億2500万人の国民がいるので、合計約135兆円の財源が必要である⁶。これだけの財源をどうやって調達するか。簡単に3点を述べたい。第1に、相続制度は自然権に基づいていないので、廃止する⁷。簡単に言い換えれば、相続税率を100%にする。第2に、基本的

⁵ もちろん、生活保護を受給するすべての人が、こう感じるわけではない。けれども、多くの人がそう感じる、またそう感じるがゆえに生活保護を受給しようとしなない。

⁶ ただし基本所得は、現行の生活保護制度などに追加するものではなくて、取って代わるものである。なので、この約135兆円の全部が新たに必要なわけではない。

⁷ 生きている個人は、財産の所有者でありうる。しかし、その人が死んだとき、所有権の主体はもはや存在しないので、故人が所有していた財産は無主になる。無主とはいつでも、その財産は価値があり、誰にとっても有用なものである。したがって、無主となった財産は、共有財産と見なすのが合理的である。これをより詳しく言えば、遺贈権は、存在しない人の権利なので、権利ではない。また遺族は、他の誰の場合とも同じように、故人とは別の個人なので、無主となった財産に対して他の人に優先するような

人権を実現するのではない、各種補助金を廃止する。第3に、累進資産税を導入する。

文献表

浅野幸治、「遺産相続権の道徳的正当性」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第3号』、2009年5月。

橋本俊詔 [2015]、『貧困大国ニッポンの課題——格差、社会保障、教育』、人文書院。

—— [2016]、『21世紀日本の格差』、岩波書店。

特別な請求権（相続権）があるわけではない——ただし、これには例外がありうるけれども（詳しくは、浅野「遺産相続権の道徳的正当性」を参照）。これが、相続制度は自然権ではないということの意味である。他方で、相続制度を人為的な制度として見た場合、相続制度は、人々の出発点を不平等にする最大の元凶である。だから、いわれなき不平等の原因となる相続制度を導入することは、正義に反する。では、贈与はどうするのか、と問われるかもしれない。贈与権は、所有権の1部であり、正当な権利である。ただし受贈は、不労所得なので、勤労所得よりも高率の受贈税を課することができるだろう。